



保 発 第 0331020 号
平 成 21 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局長 }
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等
の一部を改正する法律等の施行について

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第110号。以下「改正法」という。）の一部及び「健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第84号。以下「改正省令」という。）については、平成21年4月1日より施行されることとなっているが、これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

1 健康保険法の一部改正（改正法第21条及び附則第7条関係）

社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関等及び指定訪問看護事業者）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定を認めないこととするものである。

具体的には、保険医療機関等の指定の欠格事由に、指定の申請に係る病院等の開設者等が、医療保険又は年金保険の保険料（以下「社会保険料」という。）について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納していることを追加すること。

なお、上記の規定は、平成21年4月1日以降に受けた滞納処分について適用するものであり、同年7月1日以降の指定における欠格事由となり得るものであることに

留意すること。

また、厚生労働大臣は、当該指定に関し必要があると認めるときは、当該指定に係る病院等の開設者等の社会保険料の納付状況について、当該社会保険料を徴収する者に対し、必要な書類の閲覧等を求めることができるものとする。

なお、当該欠格事由に関する具体的な事務取扱いについては、追って通知するものであること。

2 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

現在、保険医療機関等の指定に関する厚生労働大臣の権限を地方厚生（支）局長に委任していることを踏まえ、社会保険料を徴収する者に対して必要な書類の閲覧等を求めることができる厚生労働大臣の権限についても、地方厚生（支）局長に委任すること。

3 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正（改正省令第2条関係）

保険医療機関等の指定の欠格事由を追加することに伴い、指定申請書の様式について、所要の改正を行うこと。